## 意 見 書

本審査会は、令和4年8月22日付けで市長から提出された調査依頼書に基づき、同年7月7日付けで市民から天理市長に提出された調査請求書に記載された事案について、次のとおり意見を申し上げます。

天理市政治倫理条例(以下「本条例」という。)第5条は、市議会議員の職務の公平性を担保して市民からの信頼を確保することを目的として、同条第1項及び第3項で、議員に対し、1親等の親族が経営する企業が、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めるとともに、辞退届の提出を求めています。

また、本条例第5項及び第6項により議員から辞退届の提出があれば、議長はその写しを速やかに市長に送付し、市長はこれを受けて辞退届の提出状況を速やかに公表する必要があります。

本調査請求書では、本条例第5条第1項に該当する議員から辞退届が提出されていないことについて、辞退届が未提出である状況を公表していないことが同条第6項に反する疑いがある旨の記載がされています。この点について、請求人は同条第5項と第6項を完全に分離して解釈しているが、第6項の「提出状況を速やかに公表する」とは、第5項による議長から辞退届の写しが送付されたという事案があったことを受けて、当該事案の提出状況を速やかに公表するものであることから、第6項の規定は、第1項の努力義務を果たし、第3項の辞退届の提出により辞退を表明した者を広報誌等で公表することが趣旨であるといえます。

加えて、第6項には「速やかに」とあり、辞退届が提出されていない状態を「速やかに」公表するという解釈は一般的とは言えないことからも、同項の「提出状況」は、提出のあった辞退届のみを対象としていると考えられるため、辞退届が未提出であることの公表は不要であると考えます。

したがって、現行においても辞退届の提出があればこれを公表している以上、本条例第5条第6項の遵守事項を充足しているとの結論に至りました。 天理市長 並 河 健 様

> 令和4年10月24日 天理市政治倫理審査会 会長 川﨑 祥記